

平成24年6月27日

第70回通常総会 中津川会長挨拶

はじめに

本日は、第70回通常総会を開催いたしましたところ、会員組合の皆様には、何かとご多用の中、全国各地より多数のご出席をいただき、誠に有難うございます。

また、日頃から本会の事業運営に対し、変らぬご支援、ご協力をいただいておりますことを、本席をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

ところで、東日本大震災の発生から1年3ヶ月あまりを経過いたしますが、避難者が依然として約34万人に上っております。被災地の信用組合におかれましても、復興を支援するため、「経営相談会」の開催、経営基盤の回復と地域社会の復興を目的とする災害復興資金の提供等に積極的に取り組まれておりますが、災害廃棄物の処理・処分そのものが停滞しており、加えて、経済環境が厳しい中での復興は、容易でないと案ずる次第でございます。

私どもといたしましても、義援金の募集や東北・北関東の訪問活動等を通じまして、被災地、被災信用組合の皆さんを支援して参りたいと存じますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、本日の通常総会では、平成23年度の事業報告、決算報告並びに理事及び監事の欠員補充選任に関する件を議案として提出しておりますが、議案に入ります前に、業界の当面する課題などについて、若干述べさせていただきます。

経済・金融環境

まず、最近の経済・金融環境について、でございますが、政府の景気判断では、「景気は、緩やかに回復しつつある」としておりますが、6月8日に発表されました景気ウォッチャー調査によりますと、いわゆる「街角景気」の現状判断指数は、2ヶ月連続で低下しており、「持ち直しのテンポが緩やかになっている」と9カ月ぶりにその基調判断を引き下げたところであります。また、5月の企業倒産件数が、3ヶ月ぶりに前年同月を上回るなど、ここに来て、先行きの不透明感が増しているように思われます。

一方、欧州危機についてはギリシャのユーロ離脱は一旦回避されたものの欧州債務問題に対する解決へのハードルは多く残されており、加えて中国・アメリカなどの海外経済の減速感が強まり、円高の進行と相まって輸出企業を中心にその悪影響を危惧する声が強まっているところであり、国内においても、夏場の電力不足が生産活動や消費の抑制要因になる可能性が指摘されております。

特に、中小零細企業においては、長期化する円高、電気料金の引上げ、原油価格の高止まり、消費の冷え込み等、懸念材料が多く、先行きが不安視されておりまして、その経営環境は大変厳しい状況にあると認識しているところであります。

こうした金融経済環境のなかで、信用組合業界が当面する課題について、所感を申しあげたいと存じます。

出口戦略について

第一に、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた、中小企業の経営支援のための政策パッケージいわゆる「出口戦略」への対応でございます。

当局では、金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能・連携の強化等の取り組みを進めることとし、関係省庁・関係機関と連携してその具体化を図るとしております。

先般の日経新聞において、中小企業金融円滑化法が終了する来年3月末を見据え、金融機関が貸し出し姿勢を厳しくしていることを背景に企業倒産件数が増加しているといった報道がございましたが、真偽のほどはさておき、出口戦略への対応によっては、取引先である中小企業とそれを支援する我々組合の経営に大きな影響を及ぼす可能性は否定できないところであります。

当局としては、「出口戦略は、この1年間で中小企業の行く末を定めるという趣旨ではなく、あくまでもこの1年は環境を整えるということで進めていきたい。特に東日本大震災の被災地は長い時間軸が必要である。」との見解を示しております。

私どもとしましても、資産査定を取扱いやコンサルティング態勢の整備等において当局に時間軸を見据えた対応を求めるとともに、依然として厳しい状況に置かれている中小零細事業者たる取引先の事情を十分斟酌して、個別先毎に柔軟に対応していく必要があり、外部機関等をも効果的に活用しつつ、取引先に対する経営改善・事業再生の取り組みを一層強化していく必要があるかと存じます。

しかしながら、既に経営改善計画が策定されている企業では、コストの削減は計画に沿っていても売上げが計画通りにはいかないといった先が多く見られるのが現状かと思われまます。

根本的に景気の低迷が続く地方経済にあって、条件変更を何度も行っている企業は決して少なくありません。

今般の政策パッケージにおける出口戦略では、中小企業再生支援協議会の活用には「再生計画の確実性が問題になる」とも言われているようであり、画一的かつ安易な債権カットやDDSの多発といった事態は、我々にとって大きな影響を与えかねません。その為にも、先程述べましたように、地域経済を支える中小零細企業の支援に際しては、十分な時間軸を考慮した対応をお願いしていかねばなりません。

郵政改革への対応について

二つ目は、郵政改革への対応について、でございます。

ご高承のとおり、去る4月27日に、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」が成立いたしました。

これまで度々申し上げてきたところですが、我が業界では、郵政改革について、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながる恐れがあるとして、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は『民業の補完』に徹するべきであると主張してまいりました。

改正法では、ゆうちょ銀行の新規業務規制について、株式の2分の1以上処分後に一定の義務を課した届出制へ移行するとされましたが、移行後は、他の金融機関等との間の適正な競争関係への配慮義務等の規定が遵守されることはもとより、対等な競争条件の確保等のための政府及び郵政民営化委員会による事前検証・評価、更には関係大臣による是正命令権限が有効に機能するよう、制度が適切に運用されることを望むものであります。

特に、中小零細企業等に対する融資業務は、既に民間金融機関が対応している分野であり、官業が民業を圧迫することのないよう、新規業務規制に関しては、郵政民営化委員会の厳格かつ十分な事前の検証が行われることを強く要望するものであります。

また、預入限度額に関しても、「当面は引上げない」とこととされましたが、将来の引上げについての懸念は払拭されておりません。政府出資が残り実質的な政府の関与が続く限り、ゆうちょ銀行は、官業と見做さざるを得ず、現在の預入限度額は維持されるべきと考えます。

政府の関与が残る間は、適正な競争条件が確保されないまま民間金融機関の業務・経営を圧迫することのないよう、制度の適切な運用に努めることが改正法及び衆・参両院における法案審議や附帯決議において、確認されたものと理解しておりますが、今後とも、その動向を注視しつつ、適時適切に対応していく必要があります。

国際協同組合年の取り組みについて

最後に、「国際協同組合年の取り組みについて」でございます。

今後、国際協同組合年実行委員会の主催する協同組合デー中央集会や協同組合フェスティバルなどのイベントが予定されておりますが、本会においても様々な取組みを予定しております。

その一つとして、今年度中に信用組合に関する論文集の発刊を目指しております。その内容としては信用組合の協同組織性と金融機関性の両立、今後の期待される役割と課題、自己資本規制や会計・税制等に対する信用組合業界の主張及び東日本大震災後の被災地の信用組合の課題等をテーマに学識経験者に研究を依頼して、これを論文集としてとりまとめ参ります。

この他、既にご案内のとおり、本会では、商工3団体等と連携した「しんくみ創業塾」の開設、国際協同組合年全国共通商品として、社会的意義のあるテーマを目的とする預金又は融資の共通商品の企画・提供、そしてこの6月1日から募集をしております懸賞作文の実施など国際協同組合年関連事業を実施していきたいと存じます。

また、平成24年度のしんくみ運動は、「2012国際協同組合年を通じて、信用組合の社会的役割・意義をアピールする」運動とすることとしております。しんくみ運動中央推進本部では、国際協同組合年関連事業に関する情報提供や支援活動を積極的に行うこととしておりますので、皆様方におかれましても、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

終わりに

以上、最近の金融経済環境、信用組合の課題等について、申しあげましたが、信用組合は、地域経済を活気づけ、持続可能な社会をめざして未来を切り拓くための役割を担う協同組織金融機関でありたいと思っておりますし、またそうあらねばなりません。

しかしながら、多くの地域において、経済活動が停滞し、金融機関の営業基盤が低下しているとの指摘がなされて久しいところではありますが、個々の組合はさておき、残念ながら業界全体としてその解決に向けた取り組みが着実に進んでいるとは申せません。

金融審議会「わが国金融業の中長期的なあり方に関するW・G」の報告にもありましたが、「消費者の価値観が多様化し、高齢化社会の進展、環境意識の高まりといった新たな選好が生じている中、こうしたものに見合った商品やサービス体制は、むしろ不足している」このような見方も示されております。

大変難しい課題ではありますが、資金繰りや事業再生という面で、厳しい状況下にある取引先をはじめとする中小事業者を支えていく上では、やはり個々の組合のみでは自ずと限界があると思われれます。

多方面に亘る連携・協力が必要な局面に入っているように思われれます。それには我々自身が活路を開いていかざるを得ませんが、まずもって、中央機関と会員組合の強い連携と結束が求められます。

会員組合、関係各位の更なるご協力、ご支援をお願い申しあげる次第です。